

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 16 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き、御礼申し上げます。

PFOS 及び PFOA については、令和 7 年 5 月 8 日に中央環境審議会会長より、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目への引き上げ等が、環境大臣に答申されました。今後、環境省において、水質基準に関する省令及び水道法施行規則を改正し、令和 8 年 4 月 1 日に施行する予定です（別紙 1 参照）。

これを受けて、令和 6 年 5 月 29 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について」による調査後の状況を把握するため、令和 6 年 10 月 1 日以降の水質検査結果等に関して、フォローアップ調査を実施しますので御協力をお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に、市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に確認し、別添の回答様式に記入の上、貴管内の都道府県を通じて（専用水道については市、特別区の結果も都道府県で取りまとめて）、令和 7 年 8 月 29 日までに国土交通省各地方整備局等に御報告願います。本調査結果につきましては、取りまとめの上、公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

特に、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対しては、水道水に係る水質検査を早急に実施して頂くよう要請をお願いします。また、検査の結果、暫定目標値を超過していることが確認された場合は、適切な対応を図って頂くよう引き続き御指導等をお願いします。なお、簡易水道事業、専用水道においては、水質基準化前の PFOS 及び PFOA の検査結果等に応じて、水質基準化後の検査回数を軽減できる措置（別紙 2 参照）を予定していることにも留意し、検査の実施を進めて頂くよう重ねて要請をお願いします。

[添付資料]

- ・別紙 1 水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）
- ・別紙 2 施行後における PFOS 及び PFOA の水質検査の考え方（案）

(相談窓口)

水道水におけるPFOS及びPFOAに関する相談窓口を設けていますので、お気軽に御相談ください。

○水道事業者等によるPFOS及びPFOAの対応に関すること

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課及び各地方整備局等

TEL : 03-5253-8111 担当：山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○水質基準、水質検査に関すること

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当：渡辺、武田

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp

水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 7 年 5 月
環境省水・大気環境局

1 改正概要

(1) 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）

水道により供給される水が適合すべき水質基準に、PFOS 及び PFOA を追加する。

また、当該基準値については、PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L (50ng/L) 以下とする。

(2) 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）

ア 第 15 条第 1 項第 2 号

検査に供する水の採取場所は給水栓が原則とされている。ただし、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができることとされており、その項目の中に、PFOS 及び PFOA を追加する。

イ 第 15 条第 1 項第 3 号ハ関係

①施行後の水質検査の考え方

水質基準項目の有機化合物に関する検査はおおむね 3 か月に 1 回以上と規定されていることから、PFOS 及び PFOA の検査の回数も、おおむね 3 か月に 1 回以上を基本とする。

ただし、簡易水道事業及び水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、新たに以下のとおりとする。

- ・簡易水道事業においては、おおむね 3 か月に 1 回以上の検査回数を基本とするものの、施行以前に行われた検査結果から PFOS 及び PFOA が検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね 6 か月に 1 回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね 1 年に 1 回以上に軽減できることとする。ただし、検査の結果、PFOS 及び PFOA の合算値が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) を超える場合は、検査回数をおおむね 3 か月に 1 回以上とする。
- ・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、おおむね 3 か月に 1 回以上の検査回数を基本とするものの、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。ただし、省略後も水道事業者は水道用水供給事業の水質検査結果を確認し、その結果、PFOS 及び PFOA の合算値

が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) を超える場合は、検査を自ら実施し、検査回数はおおむね 3 か月に 1 回以上とする。

また、専用水道においても、同様の考えを用いることができることとする。

※水道用水供給事業者に対する準用規定 (第 52 条)、専用水道の設置者に対する準用規定 (第 54 条) 等を含め、上記のように水質検査が実施されるよう改正を行うものとする。

②検査回数の減について (既存規定の適用)

PFOS 及び PF0A についても、第 15 条第 1 項第 3 号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

ウ 第 15 条第 2 項第 3 号

PFOS 及び PF0A に関する臨時の水質検査は、必要がないことが明らかであると認められる場合には、省略することができることとする。

エ その他所要の改正を行う。

2 根拠条項

○水道法 (昭和32年法律第177号) 第 4 条第 2 項

○水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)

○水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)

第15条第 1 項第 2 号、同条第 1 項第 3 号ハ、同条第 2 項第 3 号等

3 施行期日等

○公布日：令和 7 年 6 月下旬 (予定)

○施行日：令和 8 年 4 月 1 日

■施行後におけるPFOS及びPFOAの水質検査の考え方(案)

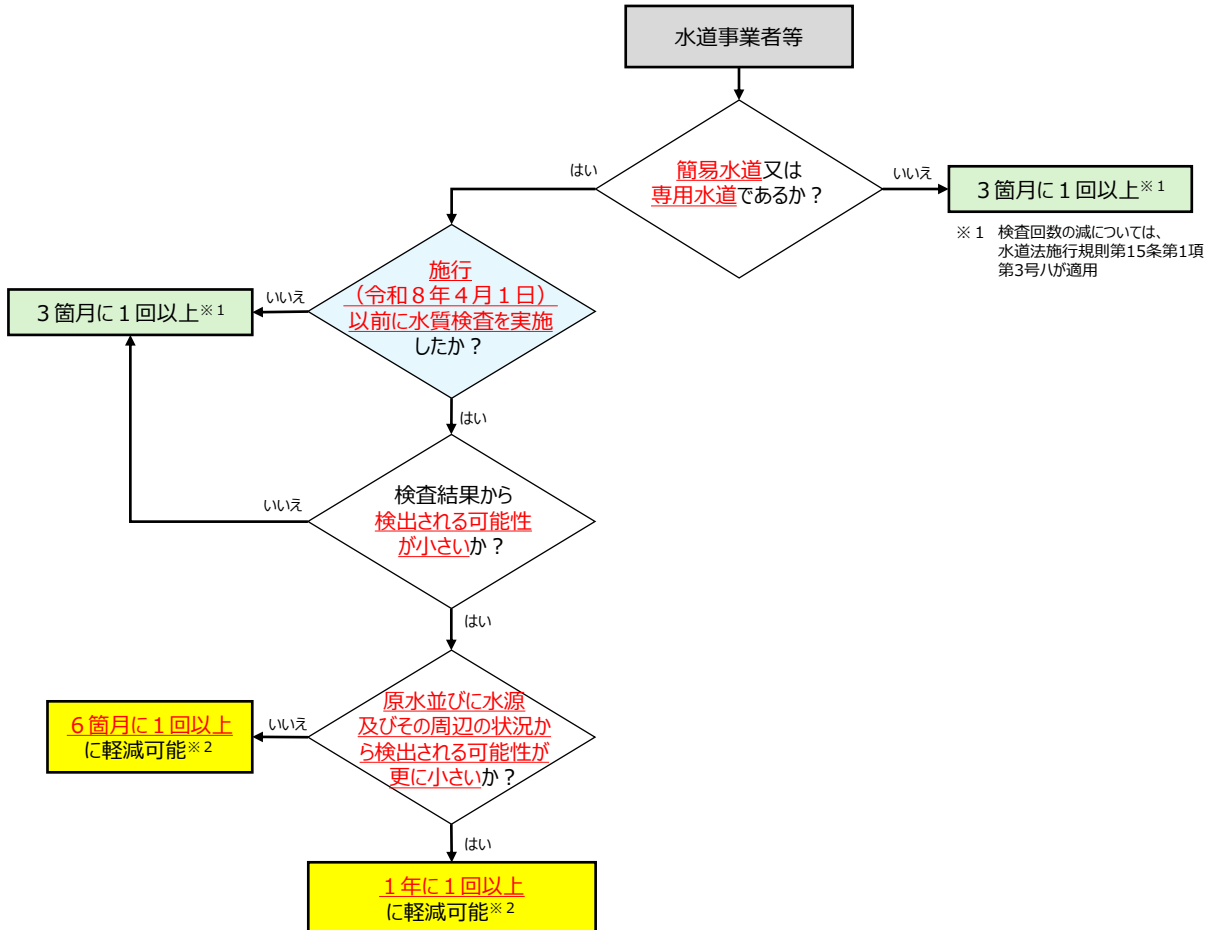
別紙1_改正概要の「施行後の水質検査の考え方」の解釈を示すフローチャートを作成しましたので参考としてください。

①簡易水道及び専用水道においては、施行（令和8年4月1日）以前の検査結果によっては検査回数を減じることが可能となります。

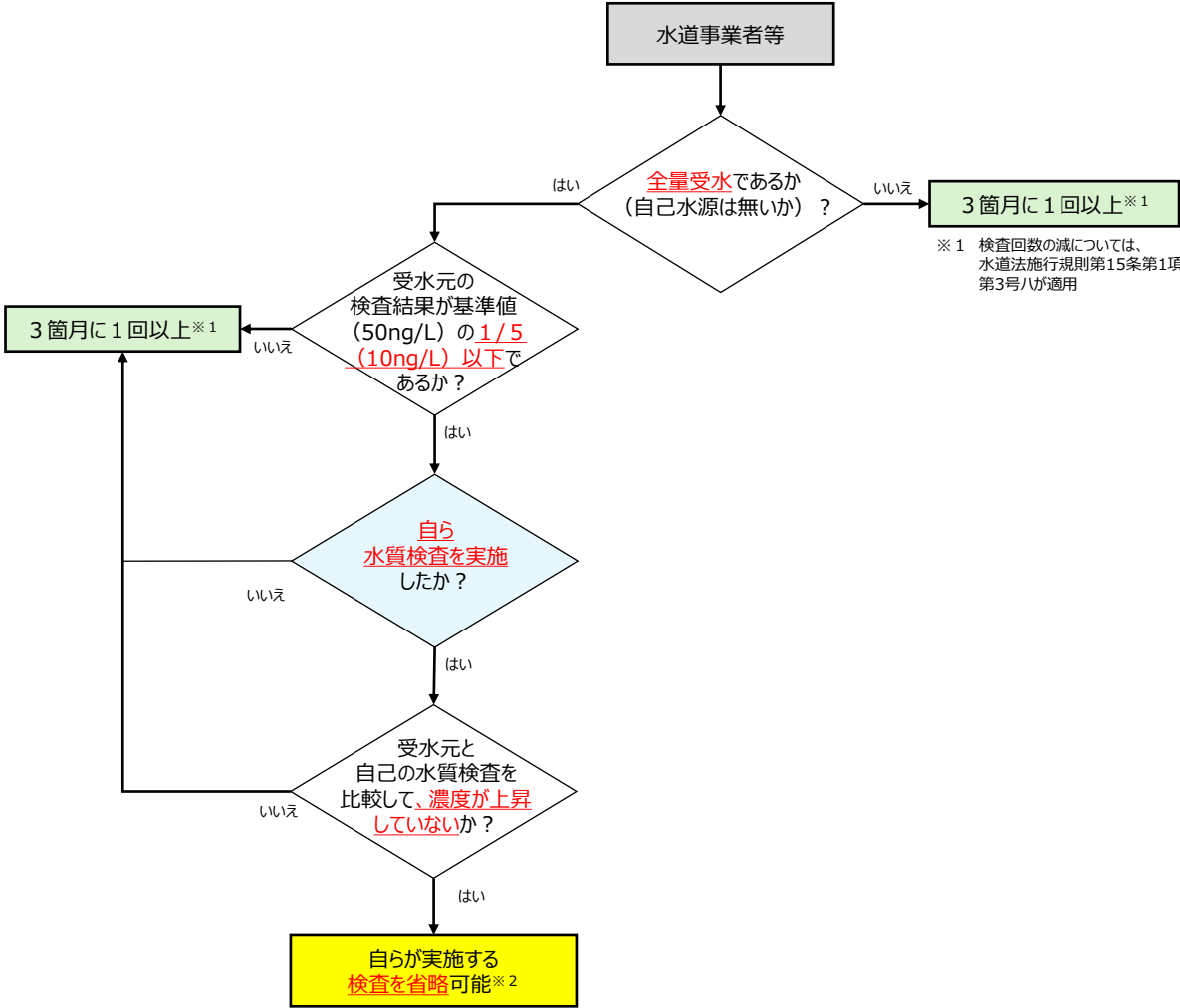
②全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、受水元の検査結果及び自ら検査の結果によっては検査を省略することが可能となります。

※現時点の省令改正案を元に作成したものであり、今後、変更となる場合があります。

①簡易水道、専用水道の場合



②全量受水の場合



※ 2 受水元の検査結果を確認し、
検査結果が基準値 (50ng/L) の 1/5
(10ng/L) を超える場合は、検査回数は 3 箇月
に 1 回以上とする。